

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

宮 崎 信 用 金 庫
理事長 武本 強

不祥事件のお知らせとお詫び

この度、誠に遺憾ながら当金庫元職員がおお客様の預金を着服する不祥事件が判明いたしました。社会的・公共的役割を担い高い信用と倫理観を求められる金融機関でありながら、このような事態を招きましたことを、役職員一同深く反省いたすとともに、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃からご支援・ご愛顧をいただいているお客様並びに関係各位に多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の発覚経緯

平成 23 年 4 月 1 日(金)当金庫営業店において、お客様が定期積金を解約されたところ、払戻金額が不足しており、お客様を担当していた元職員(男性 57 歳)が掛金を着服・流用していたことを認め、不祥事件が発覚しました。

2. 事件の概要

事故者は平成 22 年 3 月 10 日から発覚するまでの間、お客様から集金した定期積金の掛金を着服・流用しておりました。事故金額は、3,671 千円(累計事故金額 5,084 千円、うち一時流用金額 1,413 千円)ですが、事故者より全額弁済されております。

3. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたお客様に対しては、事実関係をご説明の上深くお詫びし、ご了解を得ております。

4. 関係機関等への届出

事件発覚後速やかに監督官庁および警察に連絡しております。

5. 人事処分

事故者は平成 23 年 4 月 22 日付で懲戒解雇処分といたしました。役員および関係者につきましても当金庫の内部規程に則り厳正な人事処分を実施いたします。

6. 再発防止と今後の対応

当金庫では、これまで不祥事件防止のため、内部管理態勢および法令等遵守態勢の強化を最重要課題として、その整備に努めて参りましたが今回の事件が発生し、結果としてこれらの態勢が不十分で実効性に問題があったと、深く反省しております。今後二度とこのような事態が生じないよう、抜本的な再発防止策を策定し、全役職員一丸となり金庫をあげて再発防止に取り組んでまいり所存であります。

本件に関するお問い合わせ
監査部コンプライアンス課
受付時間

Tel 0985-23-6866
午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝祭日は除く)